



あんしんかさまつメールに登録を

防災・防犯情報などの緊急を要する情報を携帯電話やパソコンに「あんしんかさまつメール」(緊急時情報伝達システム 緊急メール)でお届けしています。

携帯電話やパソコンのインターネットを通じて事前にご登録いただいたアドレスに、次の防災・防犯情報をEメールで配信します。

【配信内容】

- 警報・特別警報情報(24時間即時配信)
 - 町に発令された大雨・洪水・暴風・大雪の4警報、大雨・暴風・大雪・暴風雪の4特別警報
- 地震情報(24時間即時配信)
 - 町に震度4以上の地震が発生した時の情報(発生日時・震源地・震度・マグニチュードなど)
- 防災情報
 - 台風や火災などの情報
- 防犯情報
 - 警察などからの情報(不審者情報など)
- 避難所情報
 - 避難所開設や避難地域などの情報
- 避難情報
 - 避難人数や避難所施設の情報

※携帯電話でのメール受信には数円の通信料がかかりますが、いざという時の情報収集手段のひとつとして、ぜひご登録ください。

【登録方法】

- ①携帯電話でQRコードを読み取り、サイトにアクセスし、空メールを送信してください。
(QRコードが読み取れない場合やパソコンで登録する場合は、kasamatsu@sg-m.jp宛に、空メールを送信してください。)
 - ②登録用URLが記載されたメールが届きます。記載されたURLにアクセスし、ご登録ください。
 - ③登録完了のメールがすぐに届きます。
- ※迷惑メールの設定をされている方は anshin@anshin.town.kasamatsu.gifu.jp からの受信を許可してください。



【QRコード】

【問 合 先】企画課



家屋を取り壊したときは届け出を

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって税負担が軽減されます。

家屋の取り壊しや用途変更があったときは、次の届け出をしてください。

特に家屋を取り壊したときには、「家屋取壊届出書」を提出してください。家屋を取り壊しても届け出がないと、取り壊したことを把握するのが困難な場合が多く、誤って課税する原因にもなりますので、必ず届け出をしてください。

●届け出が必要な時とその届出書など

こんなとき	家屋の所有者	土地の所有者
(1)家屋を新築または増築したとき	・新築住宅に関する 固定資産税の減額申請書 ・未登記家屋取得届出書	住宅用地認定申告書
(2)家屋を建て替えるとき	家屋取壊届出書	住宅建替中の土地に係る申告書
(3)家屋の全部または一部を取り壊したとき	家屋取壊届出書	
(4)家屋の用途を変更したとき (例 店舗を住宅に変更など)		住宅用地認定申告書
(5)家屋が災害などの理由により滅失または損壊したとき	家屋取壊届出書 固定資産税減免申請書	被災住宅用地の特例適用申告書

【問 合 先】税務課